

先生各位

診療報酬適用のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成27年1月30日付「保医発0130第1号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、平成27年2月1日より下記検査項目の診療報酬算定が可能となりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

■ 実施料が新設された検査項目

検査項目名	実施料	実施料区分	判断料区分
IgG ₂	388点	「D014」 自己抗体検査「29」	免疫学的 検査

ア IgG₂は、区分番号「D014」自己抗体検査「29」IgG₄の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、ネフェロメトリー法による。

ウ 本検査は、原発性免疫不全等を疑う場合に算定する。なお、本検査を算定するに当たっては、その理由及び医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

検査項目名	実施料	実施料区分	判断料区分
BRAF V600	6,520点	「N005-2」 ALK融合遺伝子 標本作製	病理

ア BRAF V600は、区分番号「N005-2」ALK融合遺伝子標本作製の所定点数に準じて算定する。

イ 本検査は、根治切除不能な悪性黒色腫患者に対して、BRAF阻害剤の投与の適用を判断することを目的として、リアルタイムPCR法により行った場合に、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

以上